

臨時報告書

浜松市中央区中沢町10番1号

ヤマハ株式会社

(E02362)

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月27日
【会社名】	ヤマハ株式会社
【英訳名】	YAMAHA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 山 浦 敦
【本店の所在の場所】	浜松市中央区中沢町10番1号
【電話番号】	053(460)2156
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 谷 口 如 注
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい5丁目1番2号 横浜シンフォステージ ウエストタワー ヤマハ株式会社 首都圏事業所
【電話番号】	050(3148)1414
【事務連絡者氏名】	首都圏事業所担当主幹 中 富 敬 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2026年8月27日（約定日）

(2) 当該事象の内容

当社が保有するヤマハ発動機株式会社株式の一部を下記のとおり売却いたしました。

- | | |
|-------|----------------|
| ①銘柄 | ヤマハ発動機株式会社 |
| ②売却株数 | 14,000,000株 |
| ③約定日 | 2026年8月27日 |
| ④受渡日 | 2026年8月31日（予定） |

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2027年3月期の個別決算において、当株式売却による投資有価証券売却益249億円を特別利益に計上いたします。なお、当社グループは国際会計基準（IFRS）を適用し、当該株式はその他の包括利益を通じて公正価値で評価する金融資産に分類しており、連結決算においては当株式売却による投資有価証券売却益は発生しないため、当期利益への影響は軽微です。